

地方独立行政法人東京都立病院機構 中期目標（変更案）

目次

前文

第 1 中期目標の期間

第 2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

(2) 各医療の提供

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

(1) 災害医療における緊急事態への対応

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

(2) 質の高い医療の提供

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

2 人材の確保・育成

3 効率的・効果的な業務運営

(1) 働きやすい勤務環境の整備

(2) 弾力的な予算執行

第 4 財務内容の改善に関する事項

1 財務内容の改善

(1) 収入の確保

(2) 適切な支出の徹底

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

2 施設・設備の整備

3 適正な業務運営の確立

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

(2) コンプライアンスの推進

4 外部からの意見聴取

前文

東京都立病院（以下「都立病院」という。）は、高水準で専門性の高い行政的医療を提供する役割を担い、東京都（以下「都」という。）における良質な医療サービスの確保に取り組んできた。また、都の政策連携団体である公益財団法人東京都保健医療公社が運営する病院（以下「公社病院」という。）は、地域における急性期医療の中核病院としての役割を担い、都立病院及び地域の医療機関と連携しながら、効率的な地域医療システムの構築に取り組んできた。

今後、超高齢社会の本格化による医療需要の質的・量的変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化していく中においても、都立病院及び公社病院は、将来にわたり救急医療や周産期医療をはじめとする行政的医療及び高度・専門的医療等を安定的かつ継続的に提供していく必要がある。

また、東京都地域医療構想の実現に向けて、地域の医療機関等が協力して効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組む中、都立病院及び公社病院は、地域の医療機関との役割分担の下、地域医療の充実に貢献していく必要がある。

さらに、これまでの新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、未知の感染症への対応をはじめ先々の新たな医療課題に対しても、都立病院及び公社病院は率先して取り組み、迅速かつ柔軟に対応していくことで、都民の医療に対する期待に応えていかなければならない。

こうした状況の中、都立病院及び公社病院を一体的に地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）が運営する新たな都立病院として、地方独立行政法人の利点である機動的な人材確保や弾力的な予算執行、14病院・1センター（令和7年度からは14病院。以下「病院等」という。）の一体的な運営によるメリットなどを最大限に生かし、中期目標の達成に向けて取り組んでいくこととなる。

この中期目標は、法人が達成すべきものとして示すものであり、高齢化の更なる進展など医療環境が大きく変化していく中であっても、行政的医療及び高度・専門的医療等の提供や地域医療の充実に貢献といった役割を将来にわたり確実に果たし続けていくとともに、新型コロナウイルス感染症への対応など都の医療政策に率先して取り組むことによって、都民の誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京の実現に向けて寄与していくことを期待するものである。

第1 中期目標の期間

令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9月間とする。

第2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

法人は、行政的医療をはじめとした質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応など都の医療政策に率先して取り組むことにより、都民の生命と健康を守る使命を果たすこと。

地域の状況に応じた先導的な取組など、地域医療の充実に貢献し、地域包括ケアシステムの構築を支援すること。

「患者中心の医療」を推進し、都民の誰もが安心して質の高い医療を受けられる東京の

実現に向けた取組を進めること。

各病院等において、次の表の主な重点医療等を中心とした医療を提供すること。

なお、東京都立がん検診センターでの提供は令和6年度まで、東京都立多摩総合医療センターでのがん医療（精密検査）の提供は令和7年度からとすること。

施設名	主な重点医療等
東京都立広尾病院	救急医療（三次、熱傷等）、災害医療、島しょ医療、小児医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療
東京都立大久保病院	救急医療（二次、脳卒中）、腎医療、災害医療
東京都立大塚病院	周産期医療、小児医療、児童精神科医療、救急医療（二次、脳卒中）、障害者（児）医療、災害医療
東京都立駒込病院	がん医療（ゲノム、難治性、合併症併発等）、造血幹細胞移植医療、感染症医療（主に一類・二類）、救急医療（二次）、災害医療
東京都立豊島病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、周産期医療、小児医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療（主に二類）、障害者歯科医療、災害医療
東京都立荏原病院	救急医療（二次、脳卒中）、感染症医療（主に一類・二類）、がん医療、精神科身体合併症医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立墨東病院	救急医療（三次、熱傷等）、周産期医療、小児医療、感染症医療（主に一類・二類）、がん医療（合併症併発等）、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立多摩総合医療センター	救急医療（三次、熱傷等）、周産期医療、がん医療（ <u>精密検査</u> 、合併症併発等）、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療、難病医療、障害者歯科医療、移行期医療、災害医療
東京都立多摩北部医療センター	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立東部地域病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、災害医療
東京都立多摩南部地域病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、災害医療
東京都立神経病院	難病医療（神経、筋疾患）、災害医療
東京都立小児総合医療センター	小児救急医療（三次）、小児がん医療、周産期医療、小児専門医療（心臓病、腎臓病等）、児童・思春期精神科医療、小児結核医療、小児難病医療、アレルギー疾患医療、障害児歯科医療、移行期医療、災害医療
東京都立松沢病院	精神科救急医療、精神科身体合併症医療、精神科専門医療（アルコール、薬物依存等）、医療観察法医療、精神障害者歯科医療、災害医療
東京都立がん検診センター	がん検診事業

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた別表に掲げる行政的医療を適正に都民に提供すること。

ア 法令等に基づき対応が求められる医療

精神科救急医療や感染症医療（主に一類・二類）など、法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、都が主体となって担うべき医療を法人が提供すること。

イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療

都民ニーズ、患者ニーズと比較して、一般医療機関等のサービス提供が質的・量的に不足する医療分野について、都の医療政策を推進する上で担うべき医療を提供すること。

(ア) 一般医療機関での対応が困難な医療

難病医療や島しょ医療など、多様なマンパワーの確保や特別な対応が必要で採算の確保が難しいことなどから、民間の取組が困難な医療を提供すること。

(イ) 都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療

周産期医療（M F I C U、N I C U対応等）やがん医療（難治性、合併症併発等）など、都民ニーズが高く、総合診療基盤に支えられたより高度な医療や、合併症等への対応等、他の医療機関を補完するために担うべき医療を提供すること。

ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療

小児がん医療や児童・思春期精神科医療など、時代に応じた新たな医療課題に対して、一般医療機関の医療提供体制が確立するまでの間対応する医療を提供すること。

(2) 各医療の提供

ア がん医療

質の高いがん医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい難治性がんや再発がん、合併症を伴うがん患者に対し、高度で専門的ながん医療を提供すること。
精密検査が必要な都民に精度の高い診断を行うこと。

イ 精神疾患医療

質の高い精神疾患医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい精神科救急医療、精神科身体合併症医療など、専門性の高い精神疾患医療を提供すること。
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく精神疾患医療を提供すること。

ウ 救急医療

いつでも、誰でも、その症状に応じた医療を受けられるよう、総合的な救急医療を提供すること。

重症・重篤な患者や一般医療機関では対応が難しい特殊な診療を必要とする患者に

対し、高度で専門的な救急医療を提供すること。

エ 災害医療

災害拠点病院等として、都や地域の医療機関等と連携し、災害医療を提供すること。

平時から、関係機関等と連携して災害時における受入訓練等を行い、地域の災害対応力の向上を図ること。

オ 島しょ医療

島しょ地域からの救急患者等を受け入れる体制を確保し、島しょ医療を提供すること。

島しょ地域の医療機関等との連携強化を通じて、島しょにおける医療等の充実に向けた取組を推進すること。

カ 周産期医療

妊産婦や新生児に質の高い医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しいリスクの高い妊産婦等に対し、高度で専門的な周産期医療を提供すること。

地域の医療機関等と連携し、妊産婦等への相談支援やNICU等入院児の在宅療養への移行支援を推進すること。

キ 小児医療

質の高い小児医療を提供するとともに、小児がんなど一般医療機関では対応が難しい高度で専門的な小児医療を提供すること。

重症・重篤な小児患者などに対し、高度で専門的な救急医療を提供すること。

ク 感染症医療

感染症指定医療機関等において、都内の医療機関の中核的な役割を果たし、都や地域の医療機関と連携しながら、感染症医療を提供すること。

専門人材の確保・育成に取り組み、感染症対応力を強化すること。

平時から都や保健所等の関係機関と連携し、感染管理の教育や受入訓練を行うとともに、地域における感染症の対応力を強化すること。

ケ 難病医療

質の高い難病医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい神経系難病等に対する高度で専門的な難病医療を提供すること。

難病の種別や重症度に応じた相談支援を行うとともに、地域における難病医療の質の向上に貢献すること。

コ 障害者医療

一般医療機関では対応が難しい合併症を有する障害者等に対し、専門的な医療を提供すること。

地域の医療機関等との連携を推進し、地域における障害者医療の質の向上に貢献すること。

サ 総合診療の提供

多様な症候により一層対応できるよう、専門診療科等との連携を強化し総合診療科を充実するとともに、地域の医療機関等と連携し全人的な医療を提供する総合診療医の確保・育成を図ること。

シ その他の行政的医療、高度・専門的医療等の提供

難治性のアレルギー疾患医療など一般医療機関では対応が難しい行政的医療を提供し、他の医療機関の補完的役割を果たすこと。

新たな医療課題や地域の医療課題に対応すること。

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への優先した対応

災害や公衆衛生上の緊急事態に対して、保有する医療資源を最大限活用しながら法人自らが適切に対応していくとともに、都の方針の下、優先して取り組むこと。

(1) 災害医療における緊急事態への対応

緊急事態においては、都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、災害医療提供体制を強化するとともに、重症者等を優先して受け入れるなど、求められる災害医療を確実に提供すること。

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

緊急事態においては、都の方針の下、都や関係機関と連携しながら、感染症医療提供体制を強化するとともに、感染症患者を優先して受け入れるなど、求められる感染症医療を確実に提供すること。

都や保健所等と連携の上、地域のクラスターが発生した施設等に対して感染拡大防止等の支援を行うこと。

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

地域医療の充実への貢献を通じて地域包括ケアシステムの構築を支援すること。

地域の医療機関との役割分担の下、14 病院それぞれの特性を生かした病病連携、病診連携を推進すること。

地域において不足する医療に対応し、地域医療の充実に取り組むこと。

地域の医療水準の向上を支援し、患者とその家族が住み慣れた地域で安心して療養生活を継続することができる環境の整備に貢献すること。

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

都民の健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発を推進すること。

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

患者の立場に立った医療サービスの向上に取り組み、質の高い患者中心の医療を推進すること。

患者サービスの充実に努め、誰もが利用しやすい環境を確保すること。

法人の運営理念に基づく病院等の役割、提供する医療の特色や強みなど、患者や地

域の医療機関等が必要とする情報を分かりやすく発信すること。

(2) 質の高い医療の提供

医療安全管理体制を確保し、安全で安心できる質の高い医療を提供すること。

院内感染対策を推進し、患者が安心して受診できる環境を整備すること。

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

診療データの集積・活用など、臨床研究・治験の取組を推進し、医療の質の向上・発展への寄与に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

地方独立行政法人制度のメリットを生かした効率的・効果的な病院運営を実現する法人運営体制を構築すること。

継続的な業務改善に取り組み、業務の効率化を推進すること。

2 人材の確保・育成

質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる医療人材の確保・育成に取り組むこと。

病院経営を支え、患者サービスの企画から経営分析まで幅広く活躍できる事務職員の確保・育成に取り組むこと。

職員一人ひとりが病院運営に対する参画意識をもち、継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

3 効率的・効果的な業務運営

(1) 働きやすい勤務環境の整備

職員の能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組むことができる環境の整備に努めること。

ライフ・ワーク・バランスを推進するとともに、多様な人材が働きやすく生産性の高い職場づくりなどにより、働き方改革を推進すること。

(2) 弾力的な予算執行

弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、効率的・効果的な病院運営に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務内容の改善

法人の役割を将来にわたり安定的かつ継続的に果たしていくため、収入の確保と適切な支出の徹底に努め、財務内容の改善に取り組むこと。

(1) 収入の確保

診療報酬改定への速やかな対応等により、収入の確保に努めること。

病病連携、病診連携の推進により、患者の受入れを推進すること。

未収金の発生防止等に取り組むこと。

(2) 適切な支出の徹底

診療データの分析やコスト管理などにより、適切な支出の徹底に努めること。

スケールメリットを生かした取組などにより、費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

病院運営におけるDXの推進によりQOS（クオリティ・オブ・サービス）を一層向上させること。

2 施設・設備の整備

東京都立広尾病院、多摩メディカル・キャンパス及び東京都立多摩北部医療センターについて、各施設の計画にのっとり、着実に整備を進めていくこと。

その他の病院について、老朽化の状況や医療課題を踏まえ、計画的かつ効率的に施設整備等を進めていくこと。

各病院等の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に医療機器等の整備を実施すること。

3 適正な業務運営の確立

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）等の法令に基づき、個人情報保護とサイバーセキュリティ対策の徹底を図ること。

(2) コンプライアンスの推進

職員一人ひとりが公的医療機関の一員として、法令はもとより行動規範と倫理を遵守し、行動する風土を醸成すること。

4 外部からの意見聴取

病院運営や地域医療等に精通した外部の専門家による助言・提言等を得る仕組みを構築すること。

【別表】地方独立行政法人東京都立病院機構が担う行政的医療

項目及び考え方		医療課題
ア 法令等に基づき対応が求められる医療	法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、都が主体となって担うべき医療	精神科救急医療 医療観察法医療 結核医療 感染症医療（主に一類・二類） 災害医療
イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療	都民ニーズ、患者ニーズと比較して、一般医療機関等のサービス提供が質的・量的に不足する医療分野について、都の医療政策を推進する上で担うべき医療	
(7) 一般医療機関での対応が困難な医療	多様なマンパワーの確保や特別な対応が必要で採算の確保が難しいことなどから、民間の取組が困難な医療	小児専門医療（心臓病、腎臓病等） 難病医療 アレルギー疾患医療（重症、難治性） 精神科身体合併症医療 精神科専門医療（アルコール、薬物依存等） 造血幹細胞移植医療 エイズ医療 救急医療（熱傷等） 障害者合併症医療 障害者歯科医療 島しょ医療
(イ) 都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療	都民ニーズが高く、総合診療基盤に支えられたより高度な医療や、合併症等への対応等、他の医療機関を補完するために担うべき医療	周産期医療（MFICU、NICU対応等） がん医療（難治性、合併症併発等） 救急医療（三次、CCU、SCU、二次（休日、全夜間））
ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療	時代に応じた新たな医療課題に対して、一般医療機関の医療提供体制が確立するまでの間対応する医療	小児がん医療 児童・思春期精神科医療 移行期医療 外国人患者への医療